

平成 26 年度 久留米市

# 「市民後見人」

## 養成講座 3期生 募集

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分となった人のために、本人に代わって法律で定められた代理人が財産の管理や法的な手続き等の身上監護を行う成年後見制度があります。

その新たな担い手として、「市民後見人」の養成講座を開催いたします。

弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師などの専門家が講師を務めます。社会はあなたを求めています。ぜひ、ご応募ください。



### 後見人等の需要の拡大

認知症高齢者の増加、家族や親族の高齢化や核家族化など社会構造の変化に伴い、成年後見人等の申立件数は全国で、平成 12 年度の約 9 千件から、平成 25 年度には約 3 万 4 千件と、3.8 倍に増えています。

また、身寄りのないあるいは家族や親族の支援が望めない高齢者等が成年後見制度を利用するときに、親族にかわり弁護士などの専門家が後見人になる第三者後見の割合も全体の 57.8% となり、親族が成年後見人等に選任された数を上回っています。

しかし専門家の数には限りがあるため、このまま成年後見制度の利用が増えると、支援を必要とする人たちが、制度の利用をできなくなってしまいます。

### 成年後見制度の新たな担い手

『認知症になっても、障害があっても、みんな支えあい、成年後見制度を利用して、安心した生活を送ることができる』このような地域社会をめざすとき、その担い手として市民による市民のための「市民後見人」が必要です。

「市民後見人」とは、後見人等として必要な知識・技術、社会規範、倫理性を備え、後見等の業務を適正に担う市民のことをいいます。

本人に寄り添い、ていねいな「見守り」が求められる高齢者や障害者を支援するために欠かせない役割なのです。

久留米市では、その人材を養成するために、講座を開催いたします。

## 成年後見制度の「法定後見」

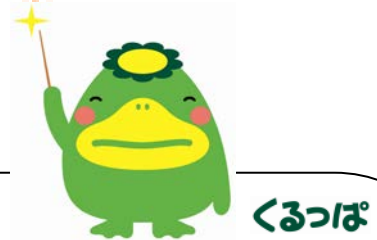
- 法定後見は、すでに判断能力が不十分となった人のための制度です。判断能力の低い順に、「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれます。
- 法定後見を利用するには、本人や家族等が、本人が住んでいるところを管轄する家庭裁判所に行き、成年後見制度の利用申し込み(後見開始の審判の「申立て」と呼びます)を行います。この申立てを受け、家庭裁判所が、3つの種類に合わせて、成年後見人等(後見は「成年後見人」、保佐は「保佐人」、補助は「補助人」)を選任します。市民後見人はこの役割を担うことになります。
- 成年後見人等には、本人にとって必要な支出をしたり、預貯金や不動産の管理を行う「財産管理」と、生活環境の整備や必要な契約手続き等を行う「身上監護」の二つの役割があります。ただし、身上監護には、直接的な身体介護は必ずしも業務に含まれません。
- 成年後見人等にはその職務を果たせるように、「財産管理権」、「代理権」、「同意権」、「取消権」といった権限が与えられています。

## 福岡県における「市民後見人活動」の状況

- 国内では、すでに市民後見人が「成年後見人等」に家庭裁判所から選任され、個人として後見活動を行っている事例がありますが、残念ながら、平成 26年 10 月末現在において、福岡家庭裁判所では市民後見人を「成年後見人等」に選任した事例がありません。



### 市民後見人養成講座 修了後について



久留米市イメージキャラクター

#### ○市民後見人候補者名簿への登録

本講座のすべてのカリキュラムを修了された方については、修了後 1 ヶ月以内を目安として、久留米市の「市民後見人候補者名簿」への登録申請を行っていただきます。

#### ○フォローアップ研修の実施

久留米市の市民後見人候補者として登録された方を対象に、座学と実務研修で構成するフォローアップ研修の実施を予定しています。

○成年後見人等の選任については、家庭裁判所ごとに判断が委ねられていますので、本講座を修了後、直ちに後見人としての活動に結びつくものではないことをご承知ください。

○久留米市では、本講座を終了後、久留米市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や法人後見事業、NPO 法人の法人後見事業の“支援員としての活動”を紹介しております。

## 平成26年度 久留米市 市民後見人養成講座開催要綱

◇目的：成年後見人等として必要な権利擁護や成年後見制度について学び、後見等の業務を適正に行う市民後見人を養成します。

◇主催：久留米市（講座の運営は、NPO法人権利擁護支援センターふくおかネットに委託）

◇期間：平成27年1月10日(土)～3月28日(土) 11回

※ただし、3回目のみ1月25日(日)

◇講座のカリキュラム（全42講座）・・・裏面の一覧のとおり

（1）講座は、9時30分～16時です。（75分×4時限）

（2）講師の都合により、カリキュラムを一部変更することがあります。

◇会場：久留米市 本庁舎 305・401 会議室（久留米市城南町15番地3）

◇定員：30人（応募者多数の場合は抽選となります。）

◇受講料：無料。ただし、テキスト代として2,500円程度実費の負担があります。

◇申込要件：以下の全ての要件を満たしている人。

（1）年齢20歳以上（平成26年4月1日現在）

（2）久留米市内に在住、あるいは勤務している人

（3）成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意があること

（4）すべてのカリキュラムを受講できること

（5）将来、市民後見人として活動できること

（6）次の、民法第847条の後見人の欠格事由に該当しないこと

①未成年 ②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人 ③破産者 ④被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族 ⑤行方の知れない者

\*この講座により、何らかの資格が得られるものではありません。

また、受講後に、全ての人が成年後見人等として活動できるとは限りません。

◇申込方法：下記の申込書に必要事項を記入のうえ、12月22日(月)までにFAXまたは郵送してください。（必着）

平成26年度久留米市 市民後見人養成講座 <b>受講申込書</b>	<b>申込先：NPO 法人権利擁護支援センターふくおかネット</b> 住所：〒830-0027 久留米市長門石1丁目4番地33号長門石OCビル104号 FAX:0946-24-2150 問合せ先：担当者 森高 清一 電話 090-5293-5014
---	---

ふりがな 氏名		男・女	申込日	月 日
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日生		年齢	満 歳
住所	〒			
自宅電話		携帯電話		
市外在住者のみ 勤務先名		電話番号		

〔受講の動機〕

# 平成26年度 久留米市 市民後見人養成講座 カリキュラム (案)

開講日	講座	内容
① 1月10日(土)	開講式・オリエンテーション	趣旨説明、今後の流れについて
	1.成年後見制度の基礎	
	(1)権利擁護支援の基本	権利擁護と権利擁護支援に関する考え方等
	(2)地域自立生活の基本とその支援	地域での自立生活とその支援の基本原理
② 1月17日(土)	(3)高齢者・障害者の権利擁護	高齢者・障害者の権利擁護について
	(4)成年後見制度の基本的理解	成年後見制度の趣旨と制度概要
	(5)法定後見制度のしくみ	後見の種類、後見人の権限など
	(6)任意後見制度のしくみ	任意後見制度、財産管理契約など
③ 1月25日(日)	(7)遺言、相続との関係	遺言・相続の基本的な理解
	(8)市民後見の意義	市民後見人の活動意義
	2.後見業務の実際	
	(1)後見開始から終了までの実務	後見開始から終了までの一般的な実務の概要
④ 1月31日(土)	(2)財産管理と身上監護の実務①	後見業務である財産管理と身上監護の概要①
	(3)財産管理と身上監護の実務②	後見業務である財産管理と身上監護の概要②
	(4)市民後見活動の実際①	市民後見人と権利擁護支援①
	(5)市民後見活動の実際②	市民後見人と権利擁護支援②
⑤ 2月7日(土)	3.成年後見を理解するための民法①	契約、法律行為、意思表示、代理、 財産管理、責任能力、親族、扶養、相続他
	成年後見を理解するための民法②	
	成年後見を理解するための民法③	
	成年後見を理解するための民法④	
⑥ 2月21日(土)	4.関連する法制度	
	(1)高齢者虐待防止法の理解	高齢者虐待防止法の理解と具体的対応
	(2)障害者虐待防止法の理解	障害者虐待防止法の理解と具体的対応
	(3)消費者契約法 他	消費者契約法 他 関連法について
⑦ 2月28日(土)	(4)福祉サービス利用援助事業	日常生活自立支援事業との連携
	(5)高齢者を支援するためのしくみ	介護保険制度 等
	(6)高齢者を支援するためのしくみ	久留米市の高齢者施策の取組状況
	(7)障害者を支援するためのしくみ	障害者自立支援法、精神保健福祉法 等
⑧ 3月7日(土)	(8)障害者を支援するためのしくみ	久留米市の障害者施策の取組状況
	(9)更生保護のしくみ	蝕法リスクのある障害者等の更生保護
	5.成年後見人が出会う疑問や心配事	身元保証・身元引受、医療同意 等について
	6.対象者の理解	
⑨ 3月14日(土)	(1)認知症高齢者の理解	認知症高齢者の特性と対応の方法
	8.家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際
	(2)精神障害者の理解	精神障害者の特性と対応の方法
	(3)知的障害者の理解	知的障害者の特性と対応の方法
⑩ 3月21日(土)	(4)援助活動の意義①	コミュニケーション技術
	(5)援助活動の意義②	支援活動と支援の輪づくりについて
	9.成年後見の実務	
	成年後見の実務①	申立手続き書類、財産目録等の作成
⑪ 3月28日(土)	成年後見の実務②	後見活動報告書の作成
	11.課題の検討	
	(1)事例検討①	面接技術①(ロールプレイ、グループワーク)
	(2)事例検討②	面接技術②(ロールプレイ、グループワーク)
⑫ 3月28日(土)	(3)事例とスーパービジョン①	事例とスーパービジョン①(グループワーク)
	(4)事例とスーパービジョン②	事例とスーパービジョン②(グループワーク)
	12.研修を振り返って①(レポート作成)	求められる市民後見人の心構えについて
⑬ 3月28日(土)	研修を振り返って②	レポートの発表
	13.市民後見人の役割と倫理	市民後見人に望まれること
	閉講式	